



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 6 月 6 日 (月 曜 日) 第 312 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の
一部改正…………… (水産政策課) 1
- ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 1

頁

公 告

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (") 2
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (") 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可 (4件) …………… (") 4
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (") 5

告 示

宮崎県告示第 384号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三股マリンバ薬局	北諸県郡三股町大字榊山字中原5036番地88	令和4年5月10日
かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	日向市江良町4丁目81番地柏田テナント1階北側号室	令和4年4月20日

宮崎県告示第 385号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定 (平成14年宮崎県告示第 427号) の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和4年6月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
都農町 加入区	[略]	1 小型まぐろ漁業 2 深海底はえ縄漁業 (総トン数 10トン以上の漁船により、深海底はえ縄を使用して行う漁業をいう。) 3 小型漁船漁業	都農町 加入区	[略]	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの
[略]			[略]		

宮崎県告示第 386号

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和4年6月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		氏 名 又 は 名 称	住 所	名 称	所 在 地
宮崎	令和4年	宮崎くみ	宮崎市生	宮崎くみ	宮崎市佐

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

4-1号	5月16日	あいチキンフーズ株式会社	目台西3丁目2-2	あいチキンフーズ株式会社 佐土原孵化場	土原町西上那珂南学原5979番地
------	-------	--------------	-----------	------------------------	------------------

宮崎県告示第 387号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 6 月 6 日から同年同月 20 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
24	県道	高鍋高岡線	宮崎市高岡町飯田3丁目33番1地先から同市同町飯田3丁目1019番地先まで	旧	14.0～52.8	174.5
				新	17.8～59.9	174.5

宮崎県告示第 388号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 6 月 6 日から同年同月 20 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字佐礼1736番5地先から同郡同村同大字同字1736番23地先まで	令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県告示第 389号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 6 月 6 日から同年同月 20 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 6 日

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	宮崎市高岡町飯田3丁目33番1地先から同市同町飯田3丁目1019番地先まで	令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県告示第 390号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 6 月 6 日から同年同月 20 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡線	宮崎市高岡町飯田3丁目33番1地先から同市同町飯田3丁目1019番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 6 月 21 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ北高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字大峯2616番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年1月28日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,453㎡

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 58台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 13台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 40㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物東側 7.39㎡

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日

令和4年5月27日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

令和4年6月6日から令和4年10月6日まで

- 10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間

令和4年6月6日から令和4年10月6日まで

- 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中園忠文	小林市須木下田 588番地9
理事	松野比呂志	小林市細野3285番地2
理事	田上秀昭	小林市細野3254番地2
理事	仮屋俊昭	小林市細野3141番地
理事	富永記久男	小林市細野3565番地
理事	上田敬一郎	小林市細野3480番地1
理事	坂元秀信	小林市細野3815番地
理事	温水通博	小林市細野3853番地
理事	坂元宏康	小林市細野2933番地
理事	上田明	小林市細野3988番地
理事	榎田淳一郎	小林市細野2900番地3
理事	大田宏典	小林市細野3790番地12
監事	富永和久	小林市細野3475番地2
監事	温水貴順	小林市細野3825番地
監事	中嶋初幸	小林市細野3861番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	鳥越浩	小林市南西方1007番地
理事	城山久人	小林市細野3292番地
理事	吉留和文	小林市細野4150番地3
理事	前原和明	小林市細野3131番地
理事	富永記久男	小林市細野3565番地
理事	富永正昭	小林市細野3478番地
理事	田上雄二	小林市細野3818番地1
理事	坂元正美	小林市細野3851番地1

理 事	坂 元 篤 雄	小林市細野2935番地 5
理 事	西 敏 男	小林市細野2856番地
理 事	榎 田 育 男	小林市細野4034番地
理 事	大 田 宏 典	小林市細野3790番地12
監 事	富 永 和 久	小林市細野3475番地 2
監 事	温 水 貴 順	小林市細野3825番地
監 事	中 嶋 初 幸	小林市細野3861番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、市谷土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	倉 蘭 忠	小林市真方3257番地 1
理 事	下 村 郁 夫	小林市水流迫1073番地40
理 事	正 覚 一 彦	小林市真方3057番地 3
理 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
理 事	下 村 勲	小林市真方2637番地10
監 事	横 手 直 規	小林市北西方4476番地 5
監 事	神之蘭 寿	小林市北西方5295番地14

（任期：令和 7 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地 1
理 事	下 村 勲	小林市真方2637番地10
理 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
理 事	下 村 碎 史	小林市真方2979番地
理 事	深 瀬 光 夫	小林市真方 373番地

監 事	池 田 勝 則	小林市真方2645番地 4
監 事	神之蘭 寿	小林市北西方5295番地14

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、奈留土地改良区（串間市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 康 徳	串間市大字奈留1696番地
理 事	島 田 有 二	串間市大字奈留1402番地
理 事	迫 田 利 幸	串間市大字奈留3249番地
理 事	島 田 貴 広	串間市大字奈留1347番地 1
理 事	野 辺 秀 春	串間市大字秋山2436番地 6
監 事	池 田 誠	串間市大字秋山 760番地
監 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地

（任期：令和 8 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 秀 男	串間市大字奈留1709番地
理 事	島 田 泰 史	串間市大字奈留1054番地
理 事	橋 川 孝 次 郎	串間市大字奈留3237番地
理 事	島 田 和 弘	串間市大字奈留 789番地
理 事	野 辺 忠 徳	串間市大字秋山2392番地 2
監 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地
監 事	山 下 重 美	串間市大字秋山 712番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）から令和 4 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）から令和 4 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）から令和 4 年 4 月 8 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）から令和 4 年 4 月 5 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、内山東地区川原田換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 6 月 6 日から令和 4 年 7 月 4 日まで

3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所農林建設課

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

--	--